

# 令和2年度 いきいきふれあいキャンプ実施要綱

京都府民生児童委員協議会

## 1 趣 旨

府内の父子家庭の親子が一同に集まる場を設定し、事業実施を通じて父と子のふれあいと父子家庭相互の交流を深め、併せて互いに連携しあえるリーダーを養成し、父子家庭の福祉の増進を図ることを目的に毎年7～8月に実施してきたが、本年度は、新型コロナウイルス感染防止を図る観点から、以下の内容で実施する。

## 2 主 催

京都府民生児童委員協議会

## 3 後 援（予定）

京都府・与謝野町・京都府社会福祉協議会・与謝野町民生児童委員協議会

## 4 協 力（予定）

府内父子（福祉）会

## 5 実施日

令和2年11月15日（日）【日帰り】

## 6 場 所

・「野田川フォレストパーク」 ほか

〒629-2313 京都府与謝郡与謝野町字三河内 28 番地

TEL 0772-42-4411

## 7 対 象

京都府内（京都市を除く）に在住する父子家庭の親子で、別記要件に該当する30組程度

## 8 事業の内容

バーベキューによる昼食、レクリエーション、「ちりめん街道」見学・体験等

## 9 参加費

大人 1人 1,000円

子ども 1人 500円

## 10 参加申込

### (1) 申込期間

令和2年9月～10月

### (2) 申込方法

チラシの参加申込書等により原則として居住地の民生児童委員を通じて申し込む。

(別記)

## 参加できる父子家庭親子等の要件

### 1 父子家庭

- (1) 18歳未満の子どものいる家庭。
- (2) 父子ともにこの事業の趣旨を尊重し、団体行動に協力するとともに、参加者相互の交流を進んで行う家庭。

### 2 一時養育家庭

父親が仕事の関係などでどうしても参加できない時、父親に代わって父子家庭等一時養育家庭等の人から参加希望があれば認める。

### 3 その他

- (1) 参加する子どもについては、その保護者が安全の確保や行動等に責任を持つことを原則とする。
- (2) 本事業の活動をお手伝いしていただくボランティアとして、元父子家庭の親・子又は民生児童委員の紹介を得た18歳以上の者のうちから概ね3名程度の参加を認める。
- (3) 東日本大震災に伴い、いきいきふれあいキャンプの開催地に避難されてきた前1項の要件に準じる母子等の宿泊を除く全ての行事への参加を認める。